

Title	住谷信五 加藤哲太郎著 中華塩業事情
Sub Title	
Author	稲垣, 正信
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1942
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.36, No.2 (1942. 2) ,p.159(63)- 172(76)
JaLC DOI	10.14991/001.19420201-0063
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19420201-0063

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

するとは限らないし、又抵抗の大小と失業者の多寡とは必ずしも同一方向に變動するとも限らないであらう。

斯くの如き各種の抵抗又は勢力は私をして言はしむれば即ち經濟理論上與件、與件であるが故に、反面に於て所
作件である」として考へ得るものであつて、それらの與件の作用を取入れて、即ち勢力の作用を取入れて經濟現
象を説明する所の經濟の勢力理論こそ、效用理論の第二次接近たる實質を有するものといふべきである。それは勢
力關係として價格を理解する立場に忠實なる唯一のものであると思はれる。而してそれは同時にベームの立場を現
代的に活かす所の勢力と法則の統一の理論たり得るものではないであらうか。

而して此立場こそは上に説明した博士の第五論に展開せられたる所の勢力理論としての統制經濟並びに國家經
濟、及び計畫經濟へ通ずるものと思はれる。蓋し國家經濟も統制經濟もそれら純形式的には從來の市場の競争
の與件を變更し、設定し、新らしき勢力關係を生み出すものに外ならないからである。而してそれは勢力關係が完
全競争を許す形に於て作用せる自由競争の市場理論より進んで、勢力關係が市場機構を變革し、諸種の獨占關係を
生み、國家的統制の姿を生んできた現實の經濟の變容の理論たる資格を持ち得るのである。而して私自身此途によ
つて現代統制經濟の理論を立てようと努めつゝあるものであり、本誌に屢に發表した「論文」(「經濟理論と統制經濟」
——昭和十六年十二月號——)は其途への初歩的な試みであつた。拙筆するに當つて、高田博士の「勢力説」樹立へ
の挽まざる努力が筆者の蒙を啓き、研究への好き刺戟となれることに就て感謝の意を表する。

住谷 信五 著 中華鹽業事情
加藤哲太郎

稻垣 正 信

鹽、今日二つの意味に於て極めて重要である。一は人類の絶對的傳統的な生活必需品として、他は近代化學工業
の基礎原料として。

本書はこのやうな鹽の重要性と現下の變轉極りなき國際情勢に鑑みて東亞共榮圈内に於ける鹽資源の急速な自給
を促進し國策に資する目的を以てものされたものである。即ち「この共榮圈内の鹽資源確立に當り、中國鹽業の背負
ふ使命は日支提携の先驅として最も刮目期待し得るものである。だがこの目的達成には直接に日本のみを中心とし
て支那鹽業を見るに止らず、廣く「中國國內鹽の需給狀況並にその地理的關係より見たる對日供出鹽と國內需取鹽
との生産分野からも、中國各地の鹽業事情」を究めなければならぬ。之が本書の第一の課題である。

しかし鹽は中國にとつて特殊な歴史の意味を有する。「中國鹽制は中國内政問題」のうち重要視されるもので、そ
れは單に「財政制度」の上から注目されるのみでなく、鹽の必需性からして「中國民衆の生活問題」として深くその表
裏を探究することが、新生支那への再出發には肝要なことやうに思はれる。「王朝の盛衰を下する」とまでいはれ
た鹽制と、其の痛と目される中間搾取的特權階級たる鹽商の政治的勢力。この鹽制の實態を究め生活必需品たる鹽

の「低廉にして圓滑なる配給」を阻碍するもの、本質を知ること、これが本書の課題の第二である。

本書は序説鹽への認識、第一篇支那鹽制概説、第二篇重要産銷區別事情、第三篇東亞經濟ブロックより見たる支那鹽資源、附録中支那占據地域に於ける鹽制の近況の諸篇より成り、卷末に表目録、參考資料目録支那鹽業に關する文献一覽が附してある。

先づ序説に於ては鹽の用途、製造、需給と戰時鹽業政策の概略が扱はれる。いふまでもなく鹽分は人體の構成要素をなし、その補給がなければ生命を保ち得ず、従つて鹽は營養素として生理的に不可欠であり、同時に調味、防腐、殺菌の諸作用を備へて人間生活の絶對的な自然的基礎を形成する。然るに「人智の進歩」と「科學の進歩」は化學工業の基本的原料としての新鹽の使用價値を歴史的に發見し、この産業に於て鹽は恰も機械工業に於ける鐵と同様に重要であつて「鹽を制するものは世界を制する」といはれる。日本は之等化學工業鹽の全部を海外に仰いでゐるが、其の九五%はナトリウムを利用する曹達工業に向けられ、此の曹達工業の生産品である曹達灰及び苛性曹達は凡ゆる化學工業に必要なもので、とりわけ世界的に有名な我國の硝子工業及び人絹人織工業には曹達、苛性曹達が主要原料となるのである。そして曹達灰消費の約五〇%が硝子工業用に消費されてをり、其他製紙、パルプ、貧鐵處理、絹絲精練、羊毛洗滌に用ひられる。次に鹽素は直接用途として或ひは有機性鹽素化合物として、或は無機性鹽素化合物として幾百の化學藥品となる。そしてその製品はパルプ工業、冶金工業、油脂工業、染料合成工業、塗料工業、ゴム工業等の重要産業部門に於ては缺くべからざる原料となり、又輸出産業部門たる綿絲綿布工業、人絹、人織の漂白用に使はれる。しかのみならず近代戰は化學兵器の出現を齎し、毒瓦斯、發煙劑、火焰放射劑、燒夷劑の三〇%以上は直接、間接鹽素に依存してゐるのだから其の軍事的意義極めて大である。

このやうな鹽の近代經濟に占める意義の著大なるにも拘らず、日本は世界總産額の僅か三%未滿を産するに過ぎず、急増しつつある鹽需要を充足するに年々莫大な鹽を輸入しなければならなかつた。然も昭和二〇年度の鹽素需要量は三、二〇〇千噸と推定されて居るが、これを充足する爲には從來の如く北アフリカ、ヨーロッパ、アメリカ等の遠海鹽に頼ることは全く不可能なると共に、化學工業の基礎原料がこのやうに外國に依存することは到底許されない。且遠海鹽は安價ではあるが、日本に於ける價格構成に占める運賃の割合は大なる故大きいから、船腹、海運關係による運賃の變動が鹽價格を不安定にし吾國化學工業は之に倚るに忍びない。然しながら支那及び滿洲國には開發可能な鹽資源が莫大に存在してゐる故に、適切な統制經濟の運用によれば、將來共榮圈内の自給は易々たるものがあり、右の如き鹽資源の貧弱は恐るゝに足らぬであらう。

我國の鹽資源確保政策は專賣法を根幹として發達して來た。鹽專賣法は明治三八年に實施され日露戰役の國費の財源を鹽專賣益金に求めると共に、内地製鹽業の保護と國內食料鹽の自給を目的としたものであつたが、これより大正五年迄一三年間毎年一千万圓内外の益金を擧げて來た。然し大戰後の物價騰貴は、鹽價を一層高からしめて國民生活を脅かし、大正八年かゝる收益主義は修正されて内地鹽業の維持改善、需給の圓滑と鹽價低減統一を圖る事を第一として「社會政策的見地に立つ公益專賣」となつた。だが此の時期に於ける鹽業政策轉換の意義は、むしろ當時急激な發達をとげた我が國民經濟の一環たる化學工業の原料としての見地から問題が取上げられた點にある。即ち鹽專賣に基く高鹽價と化學工業鹽との衝突を解決せんが爲に自己輸入制なる異例が認められたことである。之は主として「我國曹達工業の要求に基くものでこの邊の事情は工業鹽消費數量と自己輸入數量とを照し合せれば自ら明瞭である」。戰時經濟は日本鹽業政策に更に一大變化を與へつゝあり、昭和十一年内外地鹽務官協議會に於て工業鹽

資源の近海擴充方策が決定され、遠主近從より近主遠從に轉向し「鹽專賣法運用上の劃期的モメント」を成した。其後國際狀勢の變化、工業鹽需要高の豫想外の激増及び支那事變の勃發に依り昭和十六年新たな生産擴充目標と近海勢力圏内からの鹽供給確保の爲め鹽資源開發計畫を樹立するに至つた。以上鹽、鹽業、鹽業政策の基本概念を略述したが、之より進んで我國鹽業政策の「主要對象たる中國鹽業事情を見よう。

二

第一篇支那鹽制概説は二章に分れ、第一章「支那に於ける鹽業事情一般」では、主として鹽商制度、第二章「支那の鹽制」では主として鹽稅徵收制度の變遷が述べられてある。先づ第一章第一節「產鹽(鹽生産)を見よう。支那に於ける鹽資源は極めて豊富で、海鹽、池鹽、又は湖鹽、井鹽、礦鹽(岩鹽)、土鹽(又は硝鹽)膏鹽(石膏鹽)等あらゆる種類の鹽を殆どあらゆる地方に産出し、全く産出しないのは安徽、湖南、貴州、廣西の諸省にすぎない。支那全國の產鹽地は生産配給の鹽務行政上十四の產鹽區又は產區に分割されてあるが、是等のすべての鹽に對して支那歴代の王朝乃至は地方の政治的或ひは軍事的權力は、殆ど悉くがその鹽稅收入を重要な財源としたので、鹽價の維持、私鹽(脫稅鹽)防止の見地から生産は勿論其の配給の各過程に至るまで嚴格に統制監督されて來たたである。

鹽生産者は現在でも政府から製鹽特許證の下附を受けなければならぬ。鹽田の經營には相當の資本が固定するので、生産者は必然的に多く產鹽地方の資産家と結付くか、或は彼が資本家となり經營する。此の產鹽經營者市場といひ、竈丁(直接製鹽に従事する勞働者)を日傭ひ又は年幾ら等の隸屬的勞働契約で製鹽させてある。其の勞銀は一般農業勞賃より低く、且つ實物給付がかなりの割合を占め、又出來高拂の事もあるが、その時でも極めて低額である。鹽の產量は自然的條件により左右されること大であるが、此の點で比較的恵まれてある支那も其の社會

條件の遅れてゐることが著しいマイナスをなしてゐる。鹽といふ民食の重要なもの、供給を確保するといふ表面上の理由に名を藉りて、實際には鹽稅收入を確保する爲の鹽價維持の目的から各產鹽區には一定の產額を定め割當てる事になつてゐる。支那の鹽產額は大約四五〇〇〇千市擔即ち約二五〇千吨で國內の需要を充たして多少剩餘が生ずる、之は所謂官鹽の統計で、此外に本均して略同額位の私鹽(脫稅鹽)があらうといはれる。生産技術は極めて幼稚であり、將來生産費切下げの餘地があるが、現在でも竈丁の生活程度低く又海岸地方は自然的條件に恵まれてゐるので、生産費は日本に比して極めて低廉である。生産された鹽の密賣防止の見地から、鹽場から便宜の地點にある倉鹽に搬入し、そして場商から鹽を輸入しようとする運商(鹽配給に従事する鹽商)は鹽運搬許可證と鹽坵管理の鹽務官吏に提示して鹽を運び出さねばならぬ。

次に第二節では運銷(鹽の配給)が扱はれる。支那鹽制の特徴ともいふべきものは銷鹽區即ち特定消費區域或は特定販賣區域の制度である。支那に於ける鹽の配給即ち運銷は古來極めて嚴格な政府の統制に服して來たが、その理由の主なるものは生産費の比較的高い地方の製鹽業者を保護するにあり、一定產鹽區の產鹽は一定銷鹽區に限り配給を許される。運商に直接従事する鹽商(運商)の發生と鹽稅の豫徴とはやがてこの制度を變質させた。鹽價鹽稅並に運賃に耐へ得る商人をして運銷の利益を得しめて始めてこの制度は續行の可能性があるのであるから、運商には輸送配給の義務を興へると共に、他方その特定消費地に於ける獨占的排他的特權を興へなければならなかつたのである。斯くして運商はこの制度によつて莫大な利益を得、且つ封建的な土着軍閥等の政權と結付き、經濟上一つの勢力を有するに至つた。實際支那の運銷制度の最大目標は古今を通じて鹽稅收入の確保にあつたのである。それ故今迄の配給制度に幾多の弊害を認めながらも鹽稅收入減少の虞があるので改革は容易に緒につかなかつた。この

封建的軍閥乃至地方政權と結託して一定地域に獨占排他的に配給特權を有した特許商は、その歴史的沿革によつて票商、專商、包商等の種類があるがその本質は殆ど同一である。國民政府成立以後、特許商の積弊に鑑み彼等の獨占的地位を打破する目的で自由商制を設けた。自由商とは、開放區域なる一定区域内に於ては、鹽商たるを問はず、自由にその區域内の產鹽地方に赴いて當地の鹽稅徵收機關に一定の税金を納付して生産者から直接鹽を買取り、之を他に利益を得る目的で、轉賣若しくは自己の消費に充てる事が許されてゐるものである。然し特許商の勢力は未だ抜くべからざるものがあり、そして現在の支那にはその發生の時代を異にする幾多の形態の鹽商が鹽の運銷に従事してゐる状態である。

鹽稅徵收機構は、運搬上では銷岸制度として現はれる。運商は勞働者、船、車を雇ひ又は鐵道に依つて銷岸に運搬し運搬通過地は私鹽(脫稅鹽)防止の爲にすべて公定されてゐる。指定鹽岸、銷岸に運搬された鹽は、運商が岸稅又は地方附稅を銷岸の鹽務機關に納付した後に、運商の倉庫に貯藏し若しくは直接小賣商に賣渡しをする。

このやうな複雑な中間的徑路を辿る鹽の價格、採算と其の消費量はどうか。第一に、場商は籠丁を雇傭して生産した鹽を鹽場附近の倉庫(倉鹽)に貯藏し、之を運商に賣却する。この際の價格を場價といひ、自由取引であるからその變動の影響は場商が負擔する。直接生産者(籠丁)は一定の賃銀を支給され、場價騰落の危険を直接負擔し、いと考へられるが、前述の如く其の状態は極めて悲惨である。又小鹽業主として製鹽し、これを自ら運搬販賣する者は、市場變動の影響を全面的に受けなければならない。

小賣價格は場價、鹽稅、運商及び小賣商の運賃利潤等を含んだものである。鹽稅は極めて高率で、交通機關の未發達による運賃割高、鹽商の獨占利潤と相俟つて鹽の小賣價格は生産費の十數倍に上るのが普通である。斯くして

支那大衆にとつては、生活必需品である鹽も一つの贅澤な食料となつて、淡食(鹽氣のない料理)を採るの已むなきに至つて居るもの多く、又衛生上有害な不純物を含有する土砂中から採取して僅かに糊口の補ひとしてゐるものも亦廣範圍に亘つてゐる。人口一人當り消費量は、支那人口を假に四億五千萬人とすれば約五斤に當る。支那に於ける曹達工業は殆ど云ふに足りぬから、大部分食用と見られ、之を我國の純食料用一・三斤、農工業をも加へて二・八・一斤(昭和十一年)と比較すれば一人當消費量は餘りに少量である。假に私鹽を最低五〇%と押へれば、實際消費量年七・五斤が得られ、人間の生理的必需攝取量一年七斤に迫らんとしてゐる。

以上支那の鹽の生産、流通、消費の概要を知り得たが、これが半面たる支那鹽制の財政制度的側面を歴史的に考察し、近代に於けるその變革の意義を見るために第二章支那の鹽制が當てられてゐる。先づ鹽制概觀として唐の繼商法、宋の鹽鈔法、元の引法、明の綱法、清の票法を略述して民國に至る。次で清、民國の前期(國民政府成立前)、後期を再び詳細に論じてあるが、其の中で特に民國後期が重要である。

民國は清末の特許商專賣制を繼承したが、民國二年善後大借款が成立し、一鹽稅がその擔保となり、外人を鹽務官吏に採用し、鹽務機關は、行政機關(鹽務署及各鹽運使等)を鹽稅徵收機關(稽核總所及び各、稽核分所等に分離すること)となつた。この鹽務稽核總所には中國總辦一名、外人會辦一名がその長となり、同様に產鹽地の稽核分所に支那人經理一名、外國人協理一名の長が置かれたのである。鹽稅の收支、稽核總所並に分所の人事は、鹽稅擔保債權保護の責を有する會辦協理の承認がなければ如何ともなし難いのである。華洋職員の職權平等は、實は會辦協理の絶對支配のカムフラージュであつた。民國二年の稽核總所並に分所は全く外債の利益確保の機關であつて、支那鹽制に課せられた帝國主義的桎梏であつた。會辦協理の存在は明かに支那行政權の侵害であつたが、支那側が最も苦

痛としたのは、鹽稅收入が外國銀行(匯豐、德華、東方匯理、道勝、橫濱正金)に預金され、優先的に借款の元利にあてる爲に差し引かれる點にあつたのである。

支那民族資本、國民大衆の自覺の成長と共に、このやうな壓迫を排除せんとする熱情が高まり、民國一六年國民政府軍北上し、國民政府南京に遷都すると、時の財政部長古應芬は、革命軍の成功に乘じ、主權の回復、不平等條約の撤廢、利權の回收を叫び、善後借款を目標として攻撃した。彼は財政部内に鹽務所を設け各稽核機關の運用を停止し鹽運使、副運、權運局等をして徵稅させたが、稅收は頗る減じて失敗に終り、次で宋子文等によつて稽核制度の復活と改組が行はれ、民國一八年稽核總所を北京から南京に移し、總ての外債中鹽務に關係するものに就ては財政部が直接責任を負ひ、善後借款の擔保を鹽稅から關稅に移し事實上鹽稅の處分權を獲得し、稽核所は何等の外債の束縛を受けず専ら稅務に當ることとなつた。之を稽核所の質的改善といひ、之により鹽稅收入は増加し國民政府は國權回復の一として誇つた。

然し鹽稅は關稅に次ぐ支那政府の重要な財源であり、その稅率は複雜無秩序苛酷であつて、鹽稅の均一化と輕減とは夙に政府の標榜する所であるが容易に實現されない。先づ鹽稅の均一化は、地方分權的色彩が濃厚で中央の劃一的統制力の弱い支那の現狀に於ては、又產鹽地方稅率を純消費地の重稅並に引上げる丈消費者に負擔能力なく引上げの結果招來される私鹽の橫行を防止する警察のない狀態では甚だ困難である。鹽稅輕減については關稅、鹽稅、統稅の三間接稅を財政收入の三大支柱としてゐる現在、支那が將來直接中心主義の租稅體系に迄進展し、鹽稅收入の重要性が減じない限り、稅率の過高性は何等かの形式で維持乃至は強化されるのみであらう。鹽稅は劉存良によると鹽の市價の七六・八%を占めるといはれ、支那三大稅收の一である鹽稅は人民のこのやうな苛重負擔の下に於て

のみ支へられる。

鹽稅確保政策は鹽の海外輸出にも現はれ、低い鹽生産力を固定したまゝ、國內需給を維持し、國庫收入の大宗たる鹽を確保する爲に鹽の國外輸出を禁じて來た。其にも拘らず需要の均衡は得られず、鹽飢饉と生産過剩が併存する有様である。その結果、近年に至り、過剩鹽の國外輸出を寧ろ獎勵すべきであるとなし、輸出入禁止政策を放棄し、輸出稅を徵收し輸出先の陸揚證明書提出を保證する者に限り、國外輸出を許すこととなつた。

之を要するに、支那鹽制に於ける財政主義とは、此の極めて高率な鹽稅を維持し稅收を確保して行く爲に生産、配給、徵稅の各分野に課せられた頗る廣汎な統制主義をいふのである。この結果は生産方面では割高の鹽場經營を存續させ、製鹽技術の進歩發展を阻害し、配給方面では特許專賣商に獨占利潤を與へて消費大衆を壓迫し、徵稅方面にあつては徵稅手續を繁雜にし私鹽取締りに巨額な稅警費を要してゐる。斯る獨占利潤や徵稅行政費は結局消費階級に轉嫁され、鹽商(商業資本)と官僚(中央及び地方的政治軍事權力)は居乍らにして一切の利益を享受した。然し乍ら支那鹽制の財政主義は又外國資本主義に依つて其の内容に一段の複雑性を附與されてゐた。即ち屢々述べた鹽稅を擔保とする借款がそれであり、生産費三角の人生必需品を一五元で買取らねばならぬ程に、支那民衆は封建的勢力、土着資本、外國資本によつて搾取されたのである。鹽稅收入は近年頗る増加しつゝあつたが、その主なる原因は鹽制整備し、從來の省鹽稅收入官吏着服部分、中間商人の不法利得の多くが中央政府に吸收された爲であつて、支那大衆の鹽稅過重負擔といふ基本的形態は依然改められてゐない。

第二編重要産銷區別事情に於ては以上の如き諸條件の下に産鹽、銷鹽は支那全省に互つて具體的に如何に營まれ、其の技術的經濟的向上は如何に行はるべきかを論じてゐる。

長蘆鹽、山東、兩淮鹽が生産量からも、日本輸出の點からも最も重要であるが、こゝでは主としてその經營面を見ることが出来る。

長蘆鹽場は北は河北省山海關から南は黄河々口の山東省境に至る臨榆、樂亭、灤州、豐潤、滄州、鹽山、密河、天津等諸縣の海邊にあつてその海岸線の延長は四〇〇浬に達し、現在では豐財、芦臺の二場だけが残つてゐる。鹽の生産は鹽灘地盤の良否、位置、作業者の技能の巧拙、更に天日製鹽の場合天候に支配されること極めて大なのであるが、長芦一帯は極めて天候に恵まれてゐるから生産制限の撤廢、合理的經營に依つて全能力を發揮させるときは全支鹽田中最も成績良い鹽場となるであらう。然しこゝでも鹽稅の高率、輸出禁止、生産制限が天日製鹽業の發達を阻止して増産及品質改善に殆んど考慮が拂はれてゐない。長芦では鹽灘の一經營單位の面積を一副又は一副灘といふが之は恰も内地鹽田の一鹽戸に當るものであつて普通灘數を表示するに用ひられ、其に大、中、小の區別があり長芦の習慣上一〇〇〇畝以上(支那の一畝は六・一アール)のものを大副灘、五〇〇畝以上一〇〇〇畝未満のものを中副灘とし、五〇〇畝未満を小副灘としてゐる。鹽田新設築造費は一町歩當り大灘二九三圓、中灘三一〇圓、小灘四四五圓で大體に於て大規模な方が有利である。土人の鹽灘は製鹽業者一人で一副を經營するのが普通だが、稀には一人で二、三副乃至一〇副を經營するものがあり、この他に會社では永利公司が一、二副、久大公司が四副を經營する。天日鹽生産費は鹽田の良否、天候、勞銀等により異り、豊凶により著しい變動を生じ、加之經營者の機密に屬し外部に發表を差し控へられてゐるが、大體一噸當り二〇〇〇圓——二五〇〇圓の間である。生産費中勞銀が壓倒的な割合を占め、或例では九三%、又或例では金利を見て七一%に達し、然も其の一人當り賃銀は極めて低廉である。一番多い工人頭、把頭でも期間(二四〇日)計二一六圓で、これが製鹽勞働者が望み得る最高の收入であり、繁忙期臨時に傭ひ入

れる短期工は一日僅か〇・三二五圓であつて、斯る安價な勞働力により長蘆鹽は安く生産されて居る譯である。

山東省に産する海鹽は山東鹽といふ。この中青島鹽が規模・産額 大で我國との密接な關係にある。山東地方は或ものはドイツ租借地たる關係上(青島鹽)又、或ものは土地硯确の爲無稅又は稅率輕かりし爲に發達し多く我國輸出向として生産され、青島には日本人企業家が簇出し我國の青島鹽業獎勵政策と相待つて今日の盛大を致したといはれる。そして課稅の企てある毎に製鹽者の激烈な反對を招き、屢々失敗に終つた後、民國二年三月徵稅が遂に實現した。青島では副斗子又は付を一經營單位の面積とし、一副斗子(一付)は四通に分れてゐる。一副斗子の大きさは普通五〇餘畝を占めるが、小さな副斗子では三〇餘畝である。現在使用中の鹽田の副斗子は一九九五付一通半であるが、その中七〇六副斗子は永裕公司の所有で、その中五一六副斗子を自營し残りの一九〇副斗子を小作に貸與してゐる。土人鹽田は一・二八九副斗子一通半で一人で一副斗子一數斗子を主として自作使用する。個人經營の小規模なもの家族自ら製鹽作業に従事し、繁忙の時に臨時に所要人夫を雇入れる。比較的大規模のもの或ひは財産家の經營するものは自ら資本を投下して收支を掌り多數の鹽夫を定期又は臨時に雇傭して製鹽してゐる。青島鹽田中土人所、有のものは獨管時代に築造されて土地購入費は不要であつた計りでなく海浪災害少き陸手に任意に鹽田を開設したので鹽田製造費は實に人夫費(勞銀)であり、之も普通勞銀より遙かに低廉であつた。或例では一副斗子一八九・三八元で竣工してゐるが、最高三〇〇元内外と考へられる。然し日本人築造鹽田は沖合に進出し、外提には多量の石材を使用したのみならず銀價が昂騰し築造費は多額に上つた。運賃資本となるべきものは鹽田修理費、鹽夫賃、食費等勞銀が主なるものである。鹽田經營は永裕公司並に資力ある個人鹽業者は運轉資本を自己で支辨して製鹽するのだが資本のない製鹽者の大部分は其年の製鹽を引當て、青島在住の鹽商と賣買契約をしては其の契約高の二分の一又は

三分一内外の前借をして、これを右の運轉資本や家計に充當する。製鹽作業は鹽田に勞働する鹽夫(苦力)によるが此地方にありては、勞働力に不足することはない。採鹽量の多寡は鹽夫の作業如何によること大なので成績優秀なものは優遇して足を留めるやうに努力してゐる。

最後に兩淮鹽、特に濟南鹽場の經營を見るに此の鹽場は日本の資本と技術に依る生産合理化と鹽田の開設が實施され、ば將來有望なりとせられてゐるに拘らず經營者たる七つの公司は何れも經營難に陥り高利負債に悩んでゐる状態である鹽田勞働力は極めて特異な方法で供給されてゐる。一鹽坪は八灶戸(八家といふ)の勞働に依つて作業されるのである。即ち八家の大家族は粗末な小屋を構築し妻子共々に鹽田作業に従事し勞銀は一家に對して支拂はれ一家一年に麥一〇石八斗(上海地方の石數で約三三石餘を給與し出來高歩合として毎擔〇・〇五元を支拂ふとの事である。又採鹽用具は会社が貸與するといふ。

他の地方の鹽業事情は割愛するが、以上見る如く支那の鹽田經營が未だ近代以前の經濟體制を包藏してゐて、生産設備、及び技術の改善、人力の合理的利用の面に充分な考慮が拂はれてゐないことが看取され、こゝに根本的な問題があるやうに思はれる。

第三篇東亞經濟ブロックより見たる支那鹽資源では我國に於て第一次支那鹽資源開發の主張が世界大戰中青島占後に擡頭したが内地鹽田の反對、曹達工業の未成熟、遠海鹽依存、支那鹽輸出禁止政策、消極的大陸政策により消滅したこと、次で現在の支那鹽資源開發論の主張と實際上の開發が由來した根本原因を必然的な統制經濟と之に伴ふ世界的緊張に求め、我國國民經濟が戰時體制に移行して工業鹽の需要が激増した反面、遠海鹽の輸入に希望を持ち得ない處から支那鹽資源の開發に積極性が附與された事を述べ、更に資源の意義と支那資源の東亞經濟ブロック

結成との關係を概述し最後に鹽資源開發の意義と實情がのべられる。そして、著者は次の如き結論に到達される。我國の軍需、民需の工業が求める原料資源を、日滿支を通ずる經濟ブロックの中で出來得べくんば自給する方向に進んでゐる。この持たざる國が求める鹽資源は支那沿海産地の現在産鹽量でなく將來の増大した産量と向上した品質である。蓋し現在迄の産量は支那民衆の爲には絶対必要數量であるからである。支那鹽業が自然環境に恵まれながら生産力が増加しないのは全く文化環境たる鹽制に於ける財政主義と鹽商がその基本的障害をなすものだから將來に於ては之を排除して鹽税の低減と新しい專賣制を確立する必要がある之が爲には内地鹽業と專賣制も大なる變更を餘儀なくされるであらう。

以上本書の内容中重要な部分を著者の研究に導かれつゝ述べて來たのであるが、本書は從來部分的に行はれた中華鹽業研究の成果と多くの統計資料を利用されつゝ實際に携はれる著者の經驗と理論に基いて之を集成發展させ將來の中華鹽業政策の基礎を包括的に論ぜられたもので此の方面に於て極めて大なる貢獻を與へられた。支那の理解は我國の理解の一部であつて明治以來日本の近代的經濟發展の研究の不可欠な一環であり、又支那の將來の運命は東洋諸國民經濟の發展の一形式を示すものとして世界的に重要なものである。今支那經濟の一部たる鹽業を取上げて見るも、其の中には支那經濟全體を貫く特質が脈打つのを感ぜられ、支那國民經濟の解決すべき課題全體に直ちに接觸する。大東亞の盟主を以て任ずる日本の使命は、この中國國民經濟其のものゝ發展を其の特殊事情に即して助けることにより同時に自己の運命を無窮に伸展させ、東洋をして永遠に繁榮せしめるにある。本書の意圖も亦この點にあり、支那鹽業の經濟學的根本的再編成の理論を構成するにあるのである。従つて、進んで鹽制に於ける財政主義と鹽商を存在せしめる基礎たる鹽田經營の遅れた生産事情をより深く掘りさげて苦力勞働の源泉、生産性、

性質、供給量、又家族經營、公司經營の増産方法の、技術改善の熱意、鹽商、資産家との資金關係、小作關係等を各地の特殊事情につき見るならば單に安價な労働に安居する個別經營的利益の面からでなく其を決定する支那經營總體の特質及び日本の文化工業と支那鹽業の段階的相違と結合状態といふ國民經濟の面からより具體的な理解と政策が生れはしないだらうか。

以上筆者の理解不足の爲に誤り紹介した點が極めて大なるを謝し、著者兩氏の今後益々此の方面に有益な寄與を惠まれることを祈つて此の稿を終る。(龍宿山房刊・定價參圓)

(昭和十七年二月十二日)

前號 (第三十六卷) 一月號 目次

利潤思想史概観……………高橋誠一郎

松ヶ岡開墾場幹部の苦心……………國分剛二

永井雅也氏著『紡績標準原價計算』小高泰雄

T・A・ピソン「最近に於ける米國の對東亞政策」……………山本登

購 一 部 金五拾錢 郵税金貳錢
 讀 半ヶ年分 金貳圓九拾錢 郵税金拾貳錢
 料 一ヶ年分 金五圓四拾錢 郵税金貳拾四錢 (停)

編輯及び事務に關する一切の用件は發行所へ
 營業に關する用件は發賣所へ
 原稿締切期日は發行前月十日

昭和十七年一月二十五日印刷
 昭和十七年二月一日發行 每月一回一日發行

三田學會雜誌	第三十六卷	第二號
編輯者	江田 龜 保	東京市芝區三田慶應義塾内
印刷者	金子 鐵 五 郎	東京市赤坂區新町五ノ四二
印刷所	金子 活 版 所	東京市赤坂區新町五ノ四二

發行所 東京市芝區三田慶應義塾内
 發行所 東京市神田區淡路町二ノ九
 配給元 日本出版配給株式會社
 發賣所 東京市芝區三田二ノ一
 慶應出版社
 電話三田(五)二七九一番
 振替東京一五八一八〇番
 購讀申込は慶應出版社へ